

# 地方独立行政法人山口県立病院機構職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という）第38条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という）に勤務する職員（職員就業規則が適用される職員をいう。以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定める。

## 第2章 勤務時間及び休日

### (勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分とする。

2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

3 職員就業規則第10条に規定する短時間勤務職員の勤務時間は、前2項の規定にかかわらず、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で理事長が定める。

### (始業及び終業の時刻等)

第3条 職員の始業及び終業の時刻は以下のとおりとする。

始業 午前8時30分

終業 午後5時15分

2 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、業務の運営上必要がある場合には、職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰上げ、又は繰下げることができる。

### (週休日等)

第4条 日曜日及び土曜日は週休日（第2条第2項に定める勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 理事長は、職員に前項、第5条又は第6条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち3時間30分を下らず4時間15分を超えない時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(交替制勤務)

第5条 第2条第2項の規定にかかわらず、別表第1に定める職員の週休日、始業及び終業の時刻並びに休憩時間（以下「勤務時間等」という。）は同表に定めるところによるものとする。

(変形労働時間)

第6条 第2条第2項の規定にかかわらず、別表第2に定める職員を、1ヶ月を平均して1週間当たり38時間45分を超えない範囲において、特定の日について1日につき7時間45分を超えて、又は特定の週について1週間につき38時間45分を超えて勤務時間を割り振る。

- 2 前項の割り振りを行う期間（以下「単位期間」という。）は、毎月の初日から末日までとする。
- 3 前2項の規定により勤務させる職員の勤務時間等は別表第2に定めるところによるものとする。

(休日等)

第7条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、第2条及び第4条から第6条までの勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

- 2 理事長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」という。）である勤務日等（第2条第2項、第4条第2項、第5条及び第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。
- 3 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられることを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(通常勤務場所以外での勤務)

第8条 理事長は、業務の運営上必要がある場合には、所定の勤務時間の全部又は一部について、通常勤務場所を離れて勤務することを命ずることができる。

- 2 職員は前項の勤務を命ぜられ勤務した場合において、当該勤務の勤務時間を算定しがたいときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(所定勤務時間以外の勤務及び休日勤務)

第9条 理事長は、業務の運営上必要がある場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する手続を経て、第2条、第5条又は第6条に規定する所定の

勤務時間を超えて、又は週休日及び休日に勤務を命ずることができる。

(深夜勤務)

第10条 理事長は、業務の運営上必要がある場合には、深夜（午後10時から午前5時まで）に勤務を命ずることができる。

(災害時等の勤務)

第11条 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第2条、第5条又は第6条に規定する所定の勤務時間を超えて、又は週休日及び休日に勤務を命ずることができる。

(宿直及び日直)

第12条 理事長は、業務の運営上必要がある場合には、第2条、第5条又は第6条に規定する所定の勤務時間以外の時間又は週休日及び休日において宿直及び日直の勤務を命ずることができる。

### 第3章 休暇

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び時間外勤務代替休暇とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年（1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第15条に掲げる職員以外の職員 20日

(2) 第15条に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となる者 その者の採用日の属する月に応じ、別表第3の1の日数欄に掲げる日数（以下「基本日数」という。）

2 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年に繰り越すことができる。

4 1時間単位での年次有給休暇の取得にあつては、次の各号に掲げる職員の区分に応じて一の年につき当該各号に掲げる日数を限度とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 5日以内

(2) 当該年の中途において新たに採用された職員 採用日の属する月に応じ、別表3の2の日数欄に掲げる日数

5 1時間単位での年次有給休暇の取得において、1日の年次有給休暇に相当する時間数は1日の所定労働時間とする。ただし、1日の所定労働時間に1時間未満の端数がある

場合は、端数を切り上げて得た時間数とし、所定労働時間が日によって異なる職員にあっては、一の年における1日の平均所定労働時間を当該所定労働時間とする。

6 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時期に与える。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

7 理事長は、第1項の年次有給休暇が10日以上付与された職員に対しては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して当該各号に掲げる日数を取得させる。ただし、職員が同項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を当該各号に掲げる日数から控除するものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 年次有給休暇の付与日から1年以内に5日

(2) 当該年の中途において新たに採用された職員 採用日の属する月に応じ、別表第3の2に掲げる時季指定期間内に同表に掲げる時季指定日数

(交流職員等の特例)

第15条 当該年の前年において交流職員等（国家公務員、学校職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、地方公共団体の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で理事長が認めるものに使用される者をいう。）であった者であって引き続き当該年に新たに採用されたものその他理事長が認める職員の年次有給休暇は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の初日に新たに採用された職員 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

(2) 当該年の中途において新たに採用された職員 前号に定める日数から、採用された日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(病気休暇)

第16条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最少限度の期間とする。

(療養休暇の申請)

第17条 職員は、結核性疾患による病気休暇（以下「療養休暇」という。）の承認を受けようとするときは、理事長が別に定める療養休暇請求書を理事長に提出しなければならない。

2 療養休暇請求書を提出するに当たっては、診断書等理事長が求める資料を添えなければならない。

(療養休暇の承認)

第 18 条 理事長は、前項の療養休暇請求書が提出されたときは、療養の要否について、産業医に判定を求め、判定の結果、療養を要すると認められた者について療養休暇を承認し、その旨を前条に定める療養休暇請求書を提出した職員に通知するものとする。

(療養休暇の更新)

第 19 条 前条の規定により療養休暇を承認された職員（以下「療休者」という。）は、前条により通知された療養休暇の期間（以下「療養期間」という。）満了の日後も引き続き療養休暇を受けようとするときは、当該療養期間満了の日の 30 日前までに療養休暇申請書に診断書等理事長が求める資料を添え、理事長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の療養休暇申請書が提出された場合に準用する。

(療養休暇の期間)

第 20 条 療養休暇の承認は、引き続き 3 年を超えてしないものとする。

(療休者の義務)

第 21 条 療休者は、医師の指導に従い、療養に専念しなければならない。

(療養休暇の解除)

第 22 条 療休者は、第 18 条に基づく療養休暇の承認について、その取り消しを求めるときは、理事長が別に定める療養休暇承認取消請求書及び診断書等理事長が求める資料を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の療養休暇承認取消請求書が提出されたときは、療養休暇の承認の取り消しの適否等について産業医に判定を求めるものとする。

3 理事長は、前項の療養休暇承認取消請求書が提出されたときは、療養休暇の承認の取り消しの適否等について産業医に判定を求め、判定の結果、療養を要しないと認められた者に対しては療養休暇の承認を取り消す旨を、引き続き療養を要すると認められた者に対しては療養休暇の承認の取り消しが認められない旨療休者に通知するものとする。

(特別休暇)

第 23 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合として別表第 4 に定める場合における休暇とする。

2 特別休暇の期間は、別表第 4 の事由欄に対応する同表の期間欄に掲げる期間とする。

(時間外勤務代替休暇)

第 24 条 時間外勤務代替休暇は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 29 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給されるこ

ととなる職員が、当該時間外勤務手当の一部の支給に代えて、職員給与規程第 29 条第 4 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60 時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部において勤務しないことが相当と認められる場合における休暇とする。

- 2 時間外勤務代替休暇の時間数は、時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における職員給与規程第 29 条第 4 項の規定の適用を受ける時間（以下「60 時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数を合計した時間数とする。
  - (1) 職員給与規程第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に相当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数
  - (2) 地方独立行政法人山口県立病院機構職員の育児・介護休業等に関する規程第 22 条の規定により読み替えられた職員給与規程第 29 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超か時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数
  - (3) 職員給与規程第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数
- 3 時間外勤務代替休暇の単位は、始業の時刻から終業の時刻まで、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで又は休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間数とする。ただし、年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代替休暇を取得する場合にあっては、当該勤務時間数から当該年次有給休暇の時間数を減じた時間数とする。

## 附 則

### （施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

- 第 2 条 この規程の施行日前に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年山口県条例第 11 号）（以下「勤務時間条例」という。）第 5 条の規定により週休日がこの規則の施行日以後に振り替えられ、又は同条例第 10 条の規定により休日の代休日がこの規則の施行日以後に指定されている職員の当該振り替えられた週休日又は指定された代休日は、この規程により振り替えられた週休日又は指定された代休日とみなす。
- 2 この規程の施行日の前日において、勤務時間条例の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合における施行日前の当該一の年における年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の取得日数（各休暇ごとに定められる単位による。）は、この規程に基づき取得したものとみなす。
  - 3 施行日の前日までに勤務時間条例に基づき承認されたこの規程施行日以降の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇については、この規程に基づき承認を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第14条第5項の規定は、平成31年4月1日以降に年次有給休暇が付与された職員に対して適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和3年6月1日から施行の日の前日までに夏期厚生計画を策定し、業務専念義務免除の承認を受けた場合は、夏季休暇を取得したものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分		週休日	区分	始業の時刻	終業の時刻	休憩時間	
総合医療センター	看護部に勤務する者のうち理事長が指定する者	4週間ごとの期間につき、理事長が定める8日	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午	から 午後1時 まで
			準夜	午後4時30分	午前1時15分	午後10時	から 午後11時 まで
			深夜	午前0時30分	午前9時15分	午前4時	から 午前5時 まで
	リハビリテーション科に勤務する者のうち理事長が指定する者 栄養管理部に勤務する者のうち理事長が指定する者	4週間ごとの期間につき、理事長が定める8日 4週間ごとの期間につき、理事長が定める8日	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午	から 午後1時 まで
			日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午	から 午後1時 まで
			早出	午前6時45分	午後3時30分	正午	から 午後1時 まで
	遅出	午前7時	午後3時45分	正午	から 午後1時 まで		
こころの医療センター	看護部に勤務する者のうち理事長が指定する者	4週間ごとの期間につき、理事長が定める8日	日勤1	午前8時	午後4時45分	午後0時20分	から 午後1時20分 まで
			日勤2	午前8時30分	午後5時15分	午後0時20分	から 午後1時20分 まで
			早出	午前7時30分	午後4時15分	午後0時20分	から 午後1時20分 まで
			遅出	午前10時	午後6時45分	午後0時20分	から 午後1時20分 まで
			準夜	午後4時	午前0時45分	午後7時30分	から 午後8時30分 まで
			深夜	午前0時	午前8時45分	午前3時30分	から 午前4時30分 まで

別表第2（第6条関係）

区分		週休日	区分	始業の時刻	終業の時刻	休憩時間			
総合医療センター	中央放射線部、薬剤部、看護部及び助産院に勤務する者のうち理事長が指定する者	4週間ごとの期間につき、理事長が定める8日	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午	から	午後1時	まで
			夜勤	午後4時30分	午前9時	午後9時30分	から	午後10時	まで
	中央検査部に勤務する者のうち理事長が指定する者	4週間ごとの期間につき、理事長が定める8日	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午	から	午後1時	まで
			夜勤	午後5時	午前9時30分	午後9時30分	から	午後10時	まで
						午前5時	から	午前5時30分	まで

別表第3の1（第14条第1項第2号関係）

採用された月	休暇の日数
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

別表第3の2（第14条第4項第2号関係）

採用された月	時間単位年休の日数
1月	5日
2月	5日
3月	4日
4月	4日
5月	3日
6月	3日
7月	3日
8月	2日
9月	2日
10月	1日
11月	1日
12月	0日

## 別表第3の3（第14条第7項第2号関係）

採用された月	時季指定期間	時季指定日数
1月	採用日から 12月31日まで	5日
2月	採用日から 翌年12月31日まで	10日
3月	採用日から 翌年12月31日まで	9.5日
4月	採用日から 翌年12月31日まで	9日
5月	採用日から 翌年12月31日まで	8.5日
6月	採用日から 翌年12月31日まで	8日
7月	採用日から 翌年12月31日まで	7.5日
8月	—	—
9月	—	—
10月	—	—
11月	—	—
12月	—	—

別表第4 (第23条関係)

	事由	期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日の範囲内の期間
イ	地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
ロ	障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって法人が認めるものにおける活動	
ハ	イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する7日の範囲内の期間
6	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
8	生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために授乳等を行う場合	必要とされる期間
9	職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間
10	職員の妻が出産する場合で、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合	当該期間内において5日の範囲内の期間
11	中学校就学の終期までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をすること及び学校の休業等に伴う子の世話をすること並びに子の入園・入学・卒園式等への参加等をいう。)を行う場合	一の年において5日(その養育する中学校就学の終期までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間
12	地方独立行政法人山口県立病院機構職員の育児・介護休業等に関する規程第27条に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下、この号において「要介護者」という。)の介護その他法人が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間
13	職員の親族(附表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ附表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
14	職員が父母、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
15	職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から9月までの期間(理事長が職務の特殊性その他の事由により必要があると認める場合には、別に定める期間)内において4日(短時間勤務職員にあっては、2日)の範囲内の期間
16	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
17	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
18	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
19	女性職員が生理日である場合	必要とされる期間
20	妊娠中の女性職員又は産後一年を経過しない女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要とされる期間
21	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康の保持に影響を与える程度である場合	一日を通じて1時間の範囲内の期間
22	女性職員が妊娠に起因する障害により勤務することが困難な場合	14日の範囲内の期間
23	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日の範囲内の期間(当該通院等が体外受精その他理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)
24	医師が勤務の終了から次の勤務開始までの間に医療法で定められた継続した休息時間を確保するために必要と認められる場合	必要と認める期間
25	上記に掲げるもののほか、法人が特に認めた場合	必要と認める期間

別表第4附表

親族の区分	日数
配偶者	10日
父母	10日
子	7日
祖父母	5日(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、10日)
孫	5日
兄弟姉妹	5日
そう祖父母	3日(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、10日)
おじやおば	3日(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、10日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	5日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、10日)
子の配偶者又は配偶者の子	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	3日